平成２３年（フ）第２７４号
大分市大字下郡2641番地の１　ＴＭビル201
債務者　浦野　正伸
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９９号
大分市生石港町２丁目11番８号　ベル港町501
債務者　和田　　一
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１６号
大分市大字畑中593番地の４　いなみ荘２
債務者　大篭　忠征
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
宮崎市大字恒久1209番地　ポルタ日向102棟１－Ｆ号
債務者　渡邊　孝幸
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７４号
宮崎市中央通２―24　トキワ22ビル１階、住民票上の住所宮崎県児湯郡木城町大字椎木4631番地
債務者　森　建太郎
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８０号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1414番地２　ひばりが丘住宅１―205号
債務者　川野まゆみ（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９６号
宮崎市大工３丁目72番地　可愛コーポ104号
債務者　緒方慶一郎
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３９号
宮崎県延岡市恒富町１丁目４番地12
債務者　稲田　　敦
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８８号
鹿児島県阿久根市大丸町30番地メゾン土生ビル302号、前住所鹿児島県阿久根市鶴見町４番地
債務者　伊藤麻奈美
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
沖縄県島尻郡南大東村字池之沢301番地　小波津方、住民票上の住所沖縄県島尻郡南風原町字新川18番地６
債務者　川満　照美（旧姓仲里）
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１４号
青森県八戸市小中野２丁目３番11号　中村アパートＣ号、前住所青森県八戸市沼館２丁目７番６号　白山荘６号
債務者　板垣　順子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
千葉県松戸市六実２丁目２番地の３　プレセアパレス403号
債務者　内山　貴之
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０６号
千葉県松戸市馬橋3062番地　東コーポ205号
債務者　寶田　愛美
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４６号
北九州市小倉北区中津口１丁目１番41―707号
債務者　井上　　睦（旧姓長谷）
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５４７号
北九州市小倉北区今町１丁目４番４―106号
債務者　永尾ヨシヱ
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６４号
北九州市八幡東区槻田１丁目１番28―305号
債務者　宮本　秀行
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６５号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番５―101号
債務者　石橋　恵介
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部